

死亡届出後の手続きについてのご案内

下記のとおり、死亡後の手続きで主なものを示しています。期限のあるものもございますのでお早めに手続きされますようご案内申し上げます。

※本人確認・・・マイナンバーカードや免許証等を必ずご持参ください。

※手数料・・・住民票や戸籍謄本発行等の手数料が必要です。

※委任状・・・代理人が手続きをされる場合に必要です。

死亡後の主な手続き	ご持参いただくもの	お知らせ
葬祭費 □国保 □後期高齢	死亡者の保険証 喪主の方名義の通帳 ・世帯主変更の場合、ご家族の国民健康保険証	死亡者の加入保険に葬祭費支給請求をすることになります。支払方法は口座振り込みとなります。
高額療養費 □国保 □後期高齢	相続人名義の通帳	国保の方は、高額療養費に該当する場合は、領収書が必要です。
年金	死亡者の年金証書 請求者名義の通帳 ※死亡者と請求者とが同一住所・別世帯の場合は、請求者のマイナンバーがわかるもの	受給中の年金の「死亡届」と未支給分がある場合は「未支給年金請求」の手続きをご案内します。 また、遺族年金を請求できる方には、必要な書類をご案内します。
介護保険	介護保険被保険者証	死亡により資格喪失となりますので返還が必要です。
障害者手帳	各種障害者手帳	返還届の提出と手帳の返還が必要です。
福祉医療	福祉医療受給者証 請求者名義の通帳（未支給分がある場合）	異動届の提出と受給者証の返還が必要です。
固定資産税		納税義務者変更届の提出が必要です。
水道		死亡者が名義人の場合、給水装置関係事項変更届出書（名義変更）の提出が必要です。
市営住宅		入居者異動届等の提出が必要です。
印鑑登録	印鑑登録証	死亡により登録抹消となりますので返還してください。
被爆者葬祭費	被爆者手帳、各種手当証書（受給者のみ） 死亡診断書(写し) 会葬御礼ハガキ、請求者名義の通帳	該当の方には必要な手続きをご案内します。

※上記の他にも手続きが必要な場合があります。

●ケーブルテレビを契約している方は、光ネットワーク(株) 吉岐支店(Tel. 0120-945-104) での手続きが必要です。